## 別記様式-3-1

## 東京都入札監視委員会第2回第二監視部会 審議概要

開催日	。 3庁第二本庁舎31階特別会議室22				
委	員	令和2年2月19日(水) 都庁第二本庁舎31階特別会議室22   日本大学総合科学研究所客員教授 有 川 博 (部会長)   (元)会計検査院官房審議官 飯 塚 正 史   公認会計士 片 桐 春 美   東京家政学院大学現代生活学部生活デザイン学科教授 小 池 孝 子   計4名(敬称略)			
審議対象期間		平成31年1月1			
抽出案件計		4件	(備考)		
一般競争		1件			
指名競争		2件			
随意契約		1 件			
·		意見・質問	回答		
委ら見問れす答員の・、にる等が意質そ対回	王子第二	(高額事案) ポンプ所建設その4工事 争入札]			
	において 再発注の	不調再発注案件であるが、再発注 もなお1者の応札しかなかった。 際、入札参加者の確保に向けてど 工夫をしたのか。	A 不調時の入札参加者にヒアリングを 実施するなどした上で、本件建設現場の 特性である狭隘な敷地、高速道路や河川 との近接といった施工条件に鑑み、より 施工しやすい(入札に参加しやすい)環 境となるように発注内容を見直した。		
	ると同時 とだが、i 入札であ は当該事	ング相手は不調時の応札者であ に本件の落札者でもあるとのこ 再発注時も当該事業者による1者 った状況から、発注内容の見直し 業者にとってのみ施工しやすい ったのではないか。	A 本件は、特殊な工法等を指定したものではなく、他の事業者でも施工可能な発注内容である。 また、再発注時の見直し内容についても、前述のように現場の特性に鑑みた見直しであり、特定の事業者にではなく、どの事業者にとっても入札に参加しやすい環境となるよう工夫したものである。		
	とである 設計や積	時に発注内容を見直したとのこが、それは本来、当初発注時から 算に見込んでおくべきものであ はないか。	A 当初の設計内容でも履行可能であったと考えているが、不調を受けて改めて発注内容を分析し、現場条件を考慮した結果、使用する材料を見直したものである。		

意見: 当初発注、再発注と一者入札であっ たことについて、担当個人ではなく組織 で分析をし、今後の発注に活かされた 11 また、入札に参加しやすい環境を整え るため、建設現場の施工条件を適切に把 握し、設計や積算に反映されたい。 <議案2>(高落札率事案) 自転車走行空間整備工事(30南東-2) [希望制指名競争入札] Q 希望者、応札者共に少ない状況である A 主たる工種は舗装工事であるが、舗 が、技術的に特殊なもの等があるのか。 装工事自体は一般的であり、特に特殊な 工法等は含まれていない。 Q 特殊な工法等が含まれていないとする A 入札参加辞退者からの辞退理由にも と、なぜ希望者、応札者が少なかったと考 あるが、本件は発注した時期が年度末と えているか。 いうこともあり、本件の履行時期に配置 可能な技術者が不足したことが一つの 要因と考えられる。 Q 東京2020大会を前にして建設業界は盛 A まず、都道全体で自転車走行空間を造 況な状況である。一定の時期に工事が集中 っていくという事業計画があり、その事 してしまうとそれぞれの工事の入札参加 業スケジュールに基づいて発注してい 者は減少してしまうと思われるが、なぜ本 る。次に、東京2020大会を見据え、競技 件はこの時期に発注する必要があったの 会場周辺を優先して整備する必要があ った。 か。 意見:入札参加者が一者のみとなったこと についてその原因を分析し、今後の発 注に活かされたい。 <議案3>(一者入札の事案) 武蔵野の森公園防災公園整備工事(その2) [希望制指名競争入札] Q 応札者が1者であったことについて、発 A 本件は工期が年度末ということもあ 注時期が原因となっているということは り、配置可能な技術者が不足したことも 1 者応札となった要因の一つと考えら ないか。 また、そうであったとしたら、設計業務 れる。 の実施時期を早めるなどし、工事の発注時 発注時期の前倒しについては、現在、 期を前倒しするなどの工夫は可能か。 設計業務を前年度に実施して翌年度当 初に工事を発注するなど、設計委託も含 めた施工時期等の平準化に取り組み始 めている。

Q 希望28者から10者を指名したとのこと A 指名基準に基づき指名を行っている。 であるが、どのような考え方で指名したの 本件は、まず、過去に優良な成績を収 めた優先指名業者を優先して指名して か。 いる。 次に、過去の施工実績及び地理的条件 を勘案して指名者を選定している。 Q 地理的条件を勘案しているとのことだ A 地理的条件と共に過去の施工実績も が、希望者と指名者を見比べると施工場所 考慮しており、施工場所直近の事業者で 直近の事業者が指名から漏れている状況 あっても施工実績の状況により指名さ が見受けられる。 れない場合もある。 Q 希望28者に対して10者を指名し、結果 A 前述の通り指名基準に則り優先順位 として応札1者という状況を都民にどの をつけて10者を指名している。 ように説明するのか。 また、事業者の入札行動であるため推 測であるが、事業者は、指名された後に、 入札に向けてより詳細な積算作業等を 行ったもの考えられ、その結果工期面や 価格面で履行が困難であるとか、技術者 の配置が困難であると判断され、結果と して1者の応札となったものと考えら れる。 この際、指名者は、開札までお互いに 誰が指名され、また誰が応札したか分か らない状況であり、潜在的な競争は働い ていると考えている。 意見:入札参加者が少ない原因として発注 時期の問題があるとするならば、発注時 期を前倒しする等その平準化に努めら れたい。 また、指名者の選定方法について、地 域事業者が適切に新規参入できるよう 考慮されたい。 さらに、本件の公正性を確認するた め、過年度の同様工事の入札状況を整理 されたい。 <議案4>(同一事業者長期継続受注事案) 新宿線レール削正工事 [特命随意契約] Q 本件は不調再発注案件であるが、再発 A 再発注時に施工数量を減じているた 注時に単価は上がっているのか。 め当初発注時との単純な比較は困難で ある。 いずれにしても、予定価格は都の積算 基準に則り、削正車の借用期間中の損料 や作業人工等の必要経費を積み上げて 積算している。

	Q 本件はなぜ特命随意契約により契約しているのか。				A 契約の相手方が新宿線の軌道幅に対応できるレール削正車を保有する唯一の事業者であり、当該事業者でなければ履行することができないためである。なお、車両を相互乗り入れしている京王電鉄も当該事業者が保有する削正車を使用し、削正工事を実施している。				
	Q 都が新宿線の軌道幅に対応する削正車を自ら購入した方が、結果的に経済的なのではないか。			A 当局では削正車を購入した場合のコスト試算を実施している。その結果、削正車を購入するより、現状のように当該事業者が保有する削正車を使用して削正工事を実施する方が経済的であることを確認している。					
	意見:不調再発注に際して積算内容を見直 したことについて、その内容が充分に 説明できるようにされたい。 また、特命理由となっている削正車 について、京王電鉄と共同で購入した 場合の当該削正工事の経済性につい ても試算されたい。								
委に報 は ままま は の 具 申	議案1から議案4までについて、入札契約手続は規定のルールどおりに運用されているが、個々に付された意見への対応を求める。								
	1	項目	工事		物品・業務	件数計			
談合作	青報案件	談合情報	0件		1件	1件			
		うち検討結果疑義	0件		0件	0件			
	意見・質問			回 答					
委ら見問れす答 いま質を対回	<議案5>								
	Q 本件は、寄せられた談合情報について調査を実施しているが、なぜ調査が必要と判断したのか。			A 寄せられた情報は、匿名であり、また 入札参加の当事者しか知り得ない情報 も無かったが、具体的な案件名が特定さ れたため、念のため調査を実施したもの である。					
委に報はの具まり ままり ままり ままり ままり ままり ままり かいり かいり かいり かいり かいり かいり かいり かいり かいり かい	談合情報処理は規定のルールどおりに行われている。								